

燕市個人情報保護条例の一部改正について

燕市個人情報保護条例（平成18年燕市条例第12号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市個人情報保護条例の一部を改正する条例

燕市個人情報保護条例(平成18年燕市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第26条第5項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。